

# 「一般貸切旅客自動車運送事業」法令等試験問題

申請者名 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

席 番 号	
-------------	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から15までの文章で、正しいものには○印を、そうでないものには×印を( )内に記入しなさい。

1. 全ての旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)  
( × )
2. 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、地方運輸局長の許可を受けなければならない。(道路運送法第11条)  
( × )
3. 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任するときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道路運送法22条の2)  
( × )
4. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関する苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。(運輸規則第3条)  
( ○ )
5. 自動車(国土交通省令で定める軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)は、道路運送車両法に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第58条)  
( ○ )

6. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。(道路運送法第8条)  
( ○ )
7. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。(道路運送法第2条)  
( ○ )
8. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。(道路運送法第30条)  
( ○ )
9. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。(運輸規則第18条)  
( × )
10. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出しなければならない。(道路運送法施行規則第66条)  
( ○ )
11. 旅客自動車運送事業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。(道路運送法第4条)  
( × )
12. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、認可を受けなければその効力を生じない。(道路運送法第36条)  
( ○ )
13. 事業者は、旅客の運賃及び料金を変更しようとするときは、あらかじめ、地方運輸局長の認可を受けなければならない。(道路運送法第9条の2)  
( × )
14. 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両総重量5トン以上の自動車に限り、運行記録計を備えなければならない。(運輸規則第26条)  
( × )
15. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行を計画した日から一年間保存しなければならない。(運輸規則第28条の2)  
( × )

II. 道路運送法に関する次の条文について、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第1条)

- 道路運送法は(シ)と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の(ア)の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、(ケ)を確保し、道路運送の(カ)の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって(エ)を増進することを目的とする。

ア. 需要	イ. 道路運送車両法	ウ. 車両数	エ. 公共の福祉	オ. 事業者
カ. 利用者	キ. 旅客の利便	ク. 旅行業法	ケ. 輸送の安全	コ. 訪日外国人
サ. 供給	シ. 貨物自動車運送事業法	ス. 利益	セ. 適正な運営	ソ. 道路交通法

III. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等に関する次の文中のうち、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- 拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり(キ)を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者等については、労使協定があるときは、52週間のうち16週間までは、4週間を平均し1週間あたり71.5時間まで延長することができる。
- 一日についての拘束時間は、(カ)を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、(ウ)とすること。
- 勤務終了後、継続(コ)以上の休息期間を与えること。
- 連続運転時間は、(オ)を超えないものとする。

ア. 24時間	イ. 20時間	ウ. 16時間	エ. 40時間	オ. 4時間
カ. 13時間	キ. 65時間	ク. 6時間	ケ. 12時間	コ. 8時間
サ. 30分	シ. 55時間	ス. 10時間	セ. 144時間	ソ. 2時間

IV. 事業者は、事業用自動車の運転者ごとに乗務員台帳を作成し、これを運転者の属する営業所ごとに備えておかなければなりません。下記の中で乗務員台帳に記載が必要な事項には○印を、そうでない事項には×印を（ ）内に記入しなさい。

(運輸規則第37条第1項)

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| ① 運転者の健康状態              | ( ○ ) |
| ② 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日 | ( ○ ) |
| ③ 作成番号及び作成年月日           | ( ○ ) |
| ④ 運転者の運転の経歴             | ( ○ ) |
| ⑤ 運転者の性別                | ( × ) |

V. 事業者の使用する自動車の事故に関する報告のうち「速報」に関する次の文中、（ ）内に入る字句として正しいものを下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

(自動車事故報告規則第4条)

- 事業者等はその使用する自動車について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、省令の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、( ク ) 以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
- 自動車が転覆し、( エ ) し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの。
- ( コ ) 又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたものであつて、( オ ) 以上の死者を生じたもの。( ア ) に1人以上の重傷者を生じたもの。

ア. 旅客	イ. 故障	ウ. 1時間	エ. 転落	オ. 1人
カ. 2人	キ. 30日	ク. 24時間	ケ. 14日	コ. 死者
サ. 怪我人	シ. 重傷者	ス. 運転者	セ. 歩行者	ソ. 横転

VI. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. \_\_\_\_\_ の欄に記入しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法における運賃は、（ ）の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法) 答.           営業所          

2. 旅客自動車運送事業者は、運送の（ ）を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。ただし、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。(道路運送法第14条)

答.           申し込み          

3. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び（ ）のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。(道路運送法第20条)

答.           着地          

4. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、法令で定められた事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において（ ）保存しなければならない。(運輸規則第26条の2)

答.           三年間          

5. 事業者は、法令の規定による通知に従い、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、（ ）を納付する義務を負う。(道路運送法第43条の15)

答.           負担金